

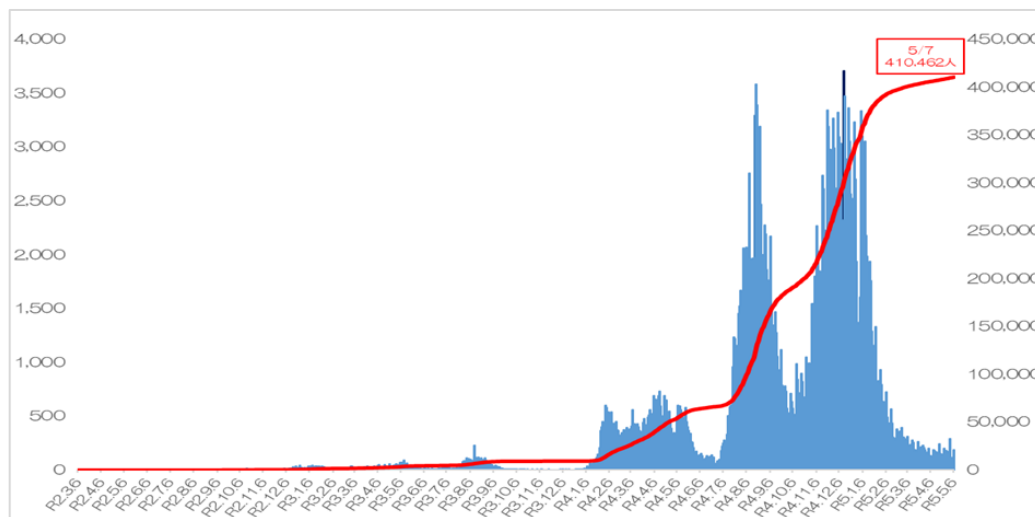
第6節 新型コロナウイルス感染症と労働委員会

1 新型コロナウイルス感染症の概要

令和元年12月に中国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、全世界に拡大し、世界保健機関（WHO）は、令和2年3月に、「パンデミック（世界的な大流行）」を表明した。国内においても、令和2年1月に初の感染者が確認されてから、令和5年5月に5類感染症に位置づけられるまでの間に、約3,400万人の感染者、74,000人を超える死亡者が報告されている。

この間、国においては、3回の緊急事態宣言、2回のまん延防止等重点措置を発出し、加えて、本県においては、県独自の非常事態宣言や緊急対策が実施された。これにより、都道府県を越えた移動の自粛、学校の臨時休校、飲食店等の営業制限、イベントの中止、在宅勤務やテレワークの推進などの感染拡大防止対策が取られ、社会生活全体が大きな影響を受けた。企業活動の停滞や雇用情勢の悪化も生じたため、それらを改善するために、企業や労働者に対する様々な給付金や助成金の支給などの対策が取られた。

図1 福島県における新型コロナウイルス感染症新規陽性者数（令和5年5月7日まで）



（出典：福島県保健福祉部調べ）

2 労働委員会業務への影響

全国に緊急事態宣言が発出されていた令和2年4月の定例総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とし、公益委員会議のみを開催した。同年5月の定例総会は、対面で開催したものの、「三密」を回避し、座席間の十分な間隔を取るため、通常、総会を開催している公益委員室ではなく、より面積の広い会議室（県庁正庁）を借用して開催したほか、会議時間の短縮を図るため、委員研修会は中止とした。その後も、令和5年5月の5類感染症に位置づけられるまでの間、総会等を対面で開催する場合には、県庁正庁や特別委員会室、自治会館大会議室などの面積の広い会議室を借用して開催した。

また、中央労働委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、長期化を鑑み、緊急事

態宣言下などにおいても、総会や公益委員会会議を開催するため、令和3年2月1日付で、労働委員会規則を改正（令和3年中央労働委員会規則第1号）し、「高度情報通信技術の利用による会議」（令和5年2月（令和5年中央労働委員会規則第1号）により、「映像と音声の送受信による通話の方法による会議」に改称。以下、「ウェブ会議」という。）の導入を図った。この動きを受けて、本県においても、令和2年11月から、ウェブ会議導入の検討を進め、令和3年1月定例総会において、「ウェブ会議の運用方針」（以下、「運用方針」という。）を決定（令和3年2月1日施行）し、各委員による回線接続試験を経て、令和3年5月に初めてのウェブによる定例総会を開催した。なお、この運用方針では、新型コロナウイルス感染症以外の災害などの事由でもウェブ会議を開催できるよう規定しており、台風（令和3年7月、全員）、大雪（令和4年12月、会津地域の2名）の際にも、ウェブによる定例総会が開催されている。

また、令和2年度から令和4年度にかけて、全国やブロックの総会や研修会等の多くが中止、書面開催、ウェブ開催などの対応が取られた。

就職前の高校生や大学生などを対象として実施しているワークルール出前講座においては、感染状況を懸念した実施校からの要望により、ウェブによる講座を2回実施した（令和2年10月、県立只見高校／令和4年2月、しらかわ介護福祉専門学校）。このウェブ講座の実施に当たっては、受講者との距離感を払拭するため、事前に、受講者一人ひとりから働くにあたって興味のある事項を聞き取り、講座の中で触れるなどの工夫を凝らしている。

事務局においては、県の新型コロナウイルス感染症対策本部に応援職員を派遣したほか、在宅勤務や時差出勤などが推奨され、感染拡大防止に配慮しつつ、業務を遂行する体制が取られた。



写真1 令和3年度ブロック総会ウェブ会議の様子



写真2、3 ウェブによるワークルール出前講座の様子（左：講師（石山純恵委員）、右：生徒（只見高校））

表1 各種会議開催状況（令和2年1月～令和6年3月）○対面/▲ウェブ/■書面/×中止

		総会・ 公益委員会	全国・ブロック会議	新型コロナウイルス感染症を巡る状況
令和2年	1月	○		・国内で初感染者確認 ・WHOの緊急事態宣言発出
	2月	○		・指定感染症指定
	3月	○		・県内で初感染者確認 ・WHOのパンデミック宣言発出
	4月	× (公益のみ○)		・緊急事態宣言発出 (7都府県→全国)
	5月	○		・緊急事態宣言解除
	6月	○ (臨時・定例)	全国会長・事務局長会議 × ブロック会長会議 ■ ブロック事務局長会議 × ブロック総会 ■	
	7月	○		
	8月	○	ブロック課長会議 ■	
	9月	○		
	10月	○	全国主管課長会議 ▲ ブロック研修会 ■	
	11月	○	全国総会 ▲	
	12月	○ (定例・公益)		
令和3年	1月	○		・緊急事態宣言発出 (4都府県→11都府県) ・福島県緊急対策開始
	2月	○		・福島県緊急対策終了
	3月	○		・緊急事態宣言解除
	4月	○		・まん延防止等重点措置発出(3府県→33都道府県※福島県8/8～) ・緊急事態宣言発出 (4都府県→21都道府県)
	5月	▲		・福島県非常事態宣言発出、解除
	6月	○	全国会長・事務局長会議 × ブロック会長・事務局長会議 ▲ ブロック総会 ▲	
	7月	▲		・福島県集中対策開始
	8月	▲	ブロック課長会議 ▲	・福島県非常事態宣言発出
	9月	▲		・緊急事態宣言解除 ・まん延防止等重点措置解除 ・福島県非常事態宣言解除
	10月	○(一部▲)	全国主管課長会議 ▲ ブロック研修会 ▲	
	11月	○ (定例・公益)	全国総会 ▲	
	12月	○ (定例・公益)		

		総会・ 公益委員会議	全国・ブロック会議	新型コロナウイルス感染症を巡る状況
令和 4年	1月	▲ (定例・公益)		・まん延防止等重点措置（3県→36都道府県※福島県1/27～） ・福島県非常事態宣言発出
	2月	▲		
	3月	○		・まん延防止等重点措置解除 ・福島県非常事態宣言解除
	4月	○ (定例・公益)		
	5月	○		
	6月	○ (臨時・定例)	全国会長・事務局長会議 × ブロック会長・事務局長会議 ▲ ブロック総会 ▲	
	7月	○		
	8月	○	ブロック課長会議 ○	
	9月	○ (定例・公益)		
	10月	○ (定例・公益)	全国主管課長会議 ○ ブロック研修会 ▲	
	11月	○	全国総会 ○	
	12月	○（一部▲）		
令和 5年	1月	○		
	2月	○		
	3月	○		
	4月	○		
	5月	○		・5類感染症へ変更
	6月	○	全国会長・事務局長会議 ○ ブロック会長・事務局長会議 ○ ブロック総会 ○	
	7月	○		
	8月	○	ブロック課長会議 ○	
	9月	○		
	10月	○	全国主管課長会議 ○ ブロック研修会 ○	
	11月	○ (定例・公益)	全国総会 ○	
	12月	○ (定例・公益)		
令和 6年	1月	○		
	2月	○		
	3月	○		

3 新型コロナウイルス感染症に関連した事件や相談

新型コロナウイルス感染症に関連して、労働委員会が取り扱った事件や相談の概要については、以下のとおりである。

(1) 不当労働行為事件

新型コロナウイルス感染症に関連して申し立てられた事件はなかった。

(2) 労働争議の調整

新型コロナウイルス感染症に関連して申し立てられた事件はなかったが、令和4年(調)第1号(あっせん)事件においては、被申請者が医療機関であったため、参加者の一部がウェブで参加する形で、あっせんが実施された。令和4年12月に実施されたこのあっせんでは、被申請者側の代理人弁護士等2名があっせん会場で出席し、病院長ほか4名がウェブにより参加した。コロナ禍において、当事者があっせんに参加しやすくなるよう配慮したものであり、その結果、医療機関の実質的なトップである病院長がウェブで参加することができた一方で、あっせん委員からは、「会場の出席者とウェブ参加者の統一した見解を把握することが難しく、やりにくかった」との意見もあったため、今後の実施に当たっては、適宜改善も必要である。

なお、このあっせんに先立つ令和4年11月に、「ウェブ会議システムを利用した労働争議あっせん出席要領」を策定し、出席者の遵守事項を定めている。

(3) 個別的労使関係の調整

新型コロナウイルス感染症に関連して申し立てられた事件は2件である。いずれも複数の調整事項がある事案であるが、新型コロナウイルス感染症に関連する部分は、以下のとおりである。

令和2年度個別調整第4号事件においては、ホテルに勤めていた労働者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先が臨時休業となり、自宅待機を命ぜられ、さらには、売上の減少に伴う経費削減のため、雇用期間の短縮を求められたため、経済的損失の補償などを申し立てたものである。

令和5年度個別調整第3号事件においては、別居の親族が新型コロナウイルスに罹患し、その濃厚接触者となった労働者が、勤務先から、他の労働者への感染予防のため、社用車内での勤務を命ぜられたことなどをパワハラとして申し立てたものである。

なお、いずれの事件も、被申請者の応諾が得られず、不開始となっている。

表2 新型コロナウイルス感染症関連の個別的労使関係取扱状況

調整番号	申請者	調整事項	終結区分
2-4	労働者	① 経済的損失の補償 ② 会社都合により取得できなかった有給休暇相当額の支払い ③ 精神的苦痛に対する損害賠償の支払い	不開始
5-3	労働者	① 懲戒処分の撤回 ② パワハラにかかる慰謝料請求 ③ 内部通報の受け入れと調査の実施 ④ 人事評価制度における不当評価の撤回と賞与の差額の請求	不開始

(4) 労働相談

本県においては、令和2年3月上旬に、初めての感染者が確認され、学校の臨時休校が始まった。この時期、県外出張を命ぜられた労働者の妻や学校の現業職員から、罹患時の補償や休業手当について、2件の相談が寄せられている。

令和2年度には、年間で41件の相談が寄せられているが、特に、全国に初めての緊急事態宣言が発出された4月から6月の3か月間に寄せられた相談が27件と、集中している。その後、令和3年度に19件、令和4年度に18件の相談が寄せられたが、令和5年度以降は1桁台となっている。

相談内容は、休業手当、解雇、年次有給休暇、賃金未払いなどに関するものが多いが、社内や取引先への罹患者の実名公表の是非、ワクチン未接種を理由とした配置転換など、感染症特有の事由による相談も見受けられる。

表3 新型コロナウイルス感染症関連の年度別労働相談件数

年度区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
コロナ関連	2	41	19	18	8	2	2
全体	396	376	481	578	655	624	496

(注) 令和7年度については、令和7年12月31日現在の数値である。

(出典：厚生労働省「厚生労働白書（令和2～6年度版）」

福島県「福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議資料」